

## 白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物の位置について

建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく、白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 ( $\text{m}^2$ )	摘要	
					主要用途（処理能力）	
株式会社 やまと商事	白山市 旭丘三丁目	27 番 1 外 4 筆	宅地	15,162.37	廃プラスチック類（破砕） 776.8t/日 木くず（破砕） 450.6t/日 がれき類（破砕） 387.2t/日	

## 理 由

株式会社やまと商事は、平成 25 年 4 月に建築基準法第 51 条ただし書きの許可を受け、現在、廃プラスチック類、木くず及びがれき類等の産業廃棄物の中間処理を行っている。

今般、破砕施設の新設及び既存施設の稼働時間の延長を行い、産業廃棄物の処理能力を拡充することで、効率的な再資源化を図り、廃棄物の排出抑制及び環境負荷の低減に寄与しようとするものである。

当該施設は、都市計画区域内の工業専用地域に位置し、土地利用計画と整合しており、搬出入路の確保等がなされるとともに、関係機関との調整を終了していることから、都市計画上支障がないと考えられる。